

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第4回）議事録

■日時 令和元年10月18日（金）午後3時30分～午後4時44分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小堀委員、堤委員、寺島委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（仮称）新ごみ焼却施設整備事業（1回目）

⇒ 大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの全13項目について、質疑及び審議を行った。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第4回）

速 記 録

令和元年10月18日（金）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

午後 3 時 30 分 開会

○森本アセスメント担当課長 お疲れさまです。委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、御足労、そして御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員 12 名のうち 6 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、第一部会の開会をお願いします。

なお、本日は傍聴の申し出がございますので、よろしく願いいたします。

○齋藤部会長 それでは始めたいと思いますが、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○齋藤部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となっております。

それでは(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

審議の進め方について若干説明をさせていただきます。昨年度までは項目別の審議をしておりましたが、今回から事業者参加のもと、全項目について審議を行っていただくことになっております。また、本案件は選定項目数が 13 項目と、非常に多いということもありますので、これまで部会で審議された案件の審議回数などの実績を踏まえまして、合計 4 回、審議を行うことを予定しております。なお、4 回目は総括審議となります。答申案を審議することになりますので、事業者参加による審議は今回を含めて 3 回ということになりますので、御留意いただきたいと思います。

また、3 回目は新たな問題提起とするというよりも、総括審議へ向けてまとめの場としたいということでございます。事業者の方には来ていただきますが、そのような場にしたいと思っておりますので、基本的な問題点の洗い出しというか、疑問点であるとか、そういった観点に関しましては、本日と次回の 2 回で進めさせていただきたいと考えておりますので、

御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、資料 1「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見について説明いたします。

最初に、意見書等の件数についてでございますが、都民からの意見書は 5 件、関係市長からの意見は 4 件でございます。都民からの意見書の件数は人数ベース、そして関係市長からの意見 4 件は、関係 4 市のうち小平市、東大和市、武蔵村山市の 3 市長から意見なしという御回答をいただきまして、その分もカウントしているものでございます。

続きまして、都民からの主な意見でございます。

予測・評価全般に関しては大きく 2 点ございます。

1 点目は、計画地の約 600m 近辺に、本事業の事業者が新たに建設した資源物中間処理施設が今年の 4 月から稼働していますが、排出される VOC についての環境影響範囲が評価書案で示されておらず、正しく予測されているとは言い難い。事業者は、この資源物中間処理施設と焼却施設、不燃ごみ施設を三位一体として建設しているわけだから、環境影響を個別に予測評価するのではなく、同一事業として地域住民に提示すべきだという御意見。

2 点目は、環境影響評価項目の選定手順において地域現況の把握が挙げられているのだから、計画地の半径 1.2km の環境影響範囲に事業者が本年 4 月から稼働させた資源物中間処理施設、それから本事業の工事期間が一部重なると考えられる立川市清掃工場との環境影響の重合を予測・評価して、市民にわかりやすく図示してほしいという意見です。

大気汚染に関しては大きく 6 点ございます。1 点目は、本事業で建設する焼却施設の煙突排出ガスの寄与濃度が最大となる地点は、本事業の事業者が先行して建設稼働した資源物中間処理施設付近となる建設計画自体が問題である。資源物中間処理施設の隣に特別養護老人ホーム、近隣に市民広場、集合住宅が存在するが、より希釈された排出ガスとして広範囲の地域で環境影響の負荷を負担いただくためにも、煙突の高さを 59.5m ではなく 100m にしてほしいという御意見。

2 点目は、東大和市の中でも最も多い人口、世帯数を抱える東大和市桜が丘地区に在住する方からの御意見で、同地区が 2 つのゴミ処理施設を至近距離に抱え、これらの施設からの影響をまともに受ける特異な地域でありながら、焼却施設の連絡協議会に参加できないことなどに関する御意見。

3点目は、建替え前の煙突の高さが100mであるのに対して、建替え後の煙突は59.5mと、約半分になるが、このことは、これまで至近距離にあった煙突が建替え後、さらに接近し、体感的にも脅威であり反対せざるを得ない。計測地点が地上4か所に限定されることは環境影響評価としては極めて不十分という御意見。

4点目は、3点目と関連するもので、本事業の環境影響評価において高さへの影響、立体的な調査がなされていないこと。また事業者が先行して建設し稼働している資源物中間処理施設からの有害物質との相乗的な影響が考慮されていないこと。さらに立川市の住民が東大和市の住民と同様の影響を受けることは考えられるのに、本事業の環境影響調査が全体に目を配ったものにはなり得ていないこと、それぞれについての御指摘。

5点目は、本事業の環境影響評価におけるバックグラウンドは、交通状況に関する調査でのバックグラウンドと同じように考えるべきではなくて、一定期間処理場を停止して大気の状態を調べるべきである。ごみ処理場があるところにさらに中間処理施設を新設し、焼却施設を改築することはおかしなことであるという御意見。

6点目は、焼却施設の排ガス中のクロム、カドミウム、鉛などの重金属が測定項目に入ったことは評価するが、測定が年2回以上では余りに少なく、測定時に通常より低い濃度が検出されるように、ごみ質の調節の疑いを持たれたりすることのないよう、全ての測定項目を常時測定し、電光掲示板などで常に公開されるべきという御意見でございます。

続きまして、関係市長からの意見ですが、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市からは意見はないという御回答。

立川市長からは事業実施に当たっての本環境影響評価手続で示された環境保全のための措置の確実な実施、引き続き最新技術の導入などの検討、より一層の環境保全、それから本事業の進捗に伴い、新たに調査が必要となる環境影響評価項目が生じた場合の再度の予測事項の検討、環境保全のための措置を講ずること。さらに安全確保についての各関係者への丁寧な説明、協議、情報提供を行っての万全の措置を講じること。近隣住民からの問い合わせや要望への誠意をもった対応などについての御意見でございます。

なお、ただいま説明しました都民の意見書、関係市長からの意見に対する事業者の見解は、事業者から提出いただいた見解書を委員の皆様方の机上に配付させていただいておりますので、そちらを適宜御参照いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまのお話に関しまして、何か委員のほうから御質問等ございますでしょうか。かなり厳しい意見をいただいていたようではございますけれども。

それでは、よろしいようですので、また何かありましたら後ほど御意見をいただくとしまして、次に進みたいと思います。

事業者の方との質疑応答を行うことにしたいと思いますので、事業者の方は席の移動をお願いいたします。

事業者の方は、本日はありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、大気汚染、悪臭について御担当されている森川委員が本日は御欠席ということですので、事務局でコメントを預かっているかどうか確認したいのですが、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 森川委員は急遽の御欠席となりましたため、コメント等は預かってございません。

○齋藤部会長 わかりました。森川委員は大気汚染のほうを担当されておりますが、後ほど時間をとりますので、何か関心がございましたら御意見、御質問等をいただければと思います。

次に、御欠席の方々のコメントから御紹介をいただこうと思っております。騒音・振動について御担当されている高橋委員も御欠席ということですので、事務局でコメントを預かっていたら御紹介ください。

○森本アセスメント担当課長 高橋委員からコメントなどを預かっておりますので紹介させていただきます。

大きく9つのコメントをいただいております。

1つ目は、工事用車両の走行に伴う騒音の予測における走行台数、評価書案の264ページの表8.3-31になります。同振動の予測における走行台数が評価書案268ページの表8.3-32ですが、走行台数をアクセスの各路線に配分せずに主要路線である③、④、⑤。③は青梅街道の小平市ルート、④は青梅街道の東大和市ルート、⑤は桜街道となるのですが、この3地点とも全大型車両390台が走行するという条件で予測されています。最大値を見積もるといふ点ではよいと思いますが、一方では、現実的ではない予測だと思います。現時点で各路線の走行車両数の予測が難しければ、例えば各路線を3分の1プラスアルファ程度ずつが走行すると仮定した場合の予測を参考値として併記してはいかがでしょうか。

また、②を走行する大型車両が0という予測条件は妥当なのでしょうか。②もアクセス路

線として設定している以上、幾らかの大型車両は走行すると考えるべきではないでしょうかというのが1つ目のコメントでございます。

続いて、2つ目のコメントでございます。工事用車両の走行に伴う騒音の評価結果が、評価書案302ページの表8.3-48で、①の松の木通りでの予測値が環境基準を超過しています。日常的に環境基準を超過してしまっている区間ですが、さらに2.1dBの超過は小さくないと思います。周辺の状況を勘案した上で「騒音の影響は小さいと考える」という評価になっているのだと思いますが、工事中は周辺の十分な配慮をお願いしますということです。

続いて、3つ目のコメントですが、廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果が、評価書案の305ページの表8.3-52で示されてございますが、①の松の木通りでの予測値が環境基準を超過しています。日常的に環境基準を超過してしまっている区間で、0.3dBの超過は確かに大きいとは言えませんが、工事完了後も周辺への十二分の配慮をお願いしますということです。

4つ目としまして、建設機械の稼働に伴う振動の予測結果、評価書案の284ページから286ページにかけての図8.3-17(1)～(3)となるのですが、こちらがきれいな同心円状のコンターになっています。一般的には、地盤の特性の不均一さなどのために、このようなきれいな結果にはならないと思われませんが、この予測は妥当なのではないかということです。

5つ目のコメントですが、施設の稼働に伴う振動の予測結果、評価書案の293ページから294ページにかけての図8.3-19(1)～(2)に示されておりますが、4つ目のコメントと同じです。

6つ目のコメントは、施設の稼働に伴う低周波音の予測手法、評価書案の274ページになるのですが、「既存施設の稼働時における現地調査結果を類似事例として参照」とされておりますが、既存施設がストーカ式であるのに対して計画施設はストーカ式または流動床式なので、既存施設での現地調査結果が必ずしも類似事例とはならないことが懸念されます。ストーカ式での調査結果が流動床式にも適用できる根拠があれば、それを明記しておくべきではないでしょうか。

また、各メーカーへのヒアリングによって各機器から発生する低周波音の基礎データ、評価書案の272ページの表8.3-33と同様のものなのですが、こちらを得ることができれば、騒音と同様の予測が可能ではないかと思われませんが、それは難しいのでしょうか。

さらに、流動床式その他施設での現地調査を行えば、流動床式の場合の直接的な基礎データを入手できるのではないかと思います。そちらは検討いただいたのでしょうかということ

です。

7つ目ですが、低周波音の評価指標として、「低周波音及び可聴音の不快感を感じる感覚(中村らの実験結果)、こちらは評価書案の300ページの表8.3-45の「心理的影響」を引用いただいておりますが、ここで引用されているのは、振動感・圧迫感が主感覚となる音圧レベルの下限値です。振動感、圧迫感是不快感の要素にはなりますが、必ずしも不快感と一致するわけではありません。不快感に関する評価指標として実験データを引用いただくのであれば、「低周波音防止対策事例集」の図-d2.2(中村らの実験結果)から不快感に相当するデータを引用し直すか、あるいは同じ引用元の図-d6(Inukaiらの実験結果)から適切なデータを引用いただくのがよいと思います。

また、評価指標の引用が適切に修正されたとした上で、評価方法にも注意が必要です。中村らの実験結果、Inukaiらの実験結果は、どちらも実験室内での音圧レベル(被験者が実際に感じる場所での音圧レベル)として得られたものなので、それと比較するのは住居屋内での音圧レベルでなければなりません。敷地境界あるいはその近傍の音圧レベルではなく、それに基づいて住居屋内での音圧レベルを推定(距離減衰、家屋の遮音性能等を考慮)して比較する必要があります。この点も修正が必要ですよということです。

8つ目のコメントは、低周波音の評価において、「低周波音により建具ががたつき始める値」、評価書案の300ページの表8.3-45の「物理的影響」と敷地境界あるいはその近傍での測定値を比較していますが、「建具ががたつき始める値」は、その建具の近傍での音圧レベルとして得られた実験結果なので、住居の外壁付近の測定値と比較する必要があります。したがって、敷地境界あるいはその近傍での測定値から、住居の外壁付近での音圧レベルを推定(距離減衰等を考慮)して比較する必要がありますよということです。

9つ目のコメントは、低周波音の評価指標の引用元、評価書案の300ページの表8.3-45の注2)になりますが、「低周波音防止対策事例集」の発行年は、昭和59年ではなく、平成14年発行、平成29年一部改訂ですよということの御指摘となっております。

以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

今、高橋委員からの御質問、コメント等を御紹介いただきました。これから事業者から、この質問、コメントに関する意見というか、御回答をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○事業者 それでは、お答えします。

まず、1番目の走行台数の件ですが、まず、「また」のほうから説明しますと、②の路線なのですが、ここは評価書案にも書いてあるのですが、大型車は通行しないという事業計画でございませぬ。あそこはちょうど西武線の高架橋が走ってございまして、高さ制限3mというのがあります。そういうことで、大型車は通行しないということですので、②は0というふうにしました。

その前段のほうなのですが、これも現時点では本当に予測ができないということで全台数走行するというふうにしたのですが、これは委員の御意見のように3分の1プラスアルファというのは、そういう手法もあろうかとは思いますが、逆に、その路線帯に住む住居の皆様にも誤解を招くのではないかと気がしまして、今回はもう予測できないので、リスクを最大見積もったという形で予測しました。

②なのですが、これは工事用車両も廃棄物等運搬車両、③もそうですが、環境基準を超えているのですが、現地の調査結果でいきますと、廃棄物運搬車両であるとか工事用車両が走行する昼間の時間帯の一般車両の割合なのですが、大体65%を占めております。そのようなことで、環境基準を超えているのは一般車両の走行による影響も大きいと思っております。なおかつ要請限度までは至っておりませぬので、当然、私どもとしては影響を極力低減する方策、環境保全の措置にも記載はしておりますが、規制速度の厳守は当然なのですが、それに加えて工程の平準化、工事用車両等が集中しないような環境保全の措置を徹底していきたいと思っております。それが3番です。

6番、ストーカ式と流動床式の関係なのですが、低周波音の発生する要因としては送風機であるとか破碎機等があれば当然そういった低周波は出るとは思うのですが、送風機がメインかなど。清掃工場の場合はかなり大きな送風機がありますので、それがメインだと思っております。その送風機は排ガスの吸引であるとか焼却のために空気を吹き込むところに大きなものを使っている。そういう意味ではストーカも流動床も変わらないと考えております。ただ、流動床の場合はプラス、コンベアであるとか若干、使っている機器が違いますので、当然こういった御疑問は出ようかとは思いますが、私ども考えているのは低周波の原因となるようなものについてはさほど差はないと思っております。

あと、データの件なのですが、これはメーカーヒアリング等でも出ないことはないと思うのですが、低周波までは余りこういったデータを入手した記憶はございませぬ。ちょっと難しいのかなどは思っております。他施設の場合は参考にできるかなと思っておりますが、新たな調査が必要になることはあろうかと思っております。

○事業者 4番、5番につきましては、本編の259ページをご覧くださいと、こちらに今回予測した予測式を載せております。今回、地盤の状況につきましては、計画地周辺は関東ローム層というものが確認されておりますので、そちらの内部層として、下の(b)予測式の距離減衰という式があるのですが、そちらの α のところの内部摩擦係数に関しまして関東ローム層が確認されていることから、 α を0.01として統一しているため、均等的なコンター図というふうになっております。

7番は後にさせていただきます。

8番につきましては、低周波音ががたつき始める音というのは、確かに敷地境界あるいはその近傍での測定値として比較しているというふうに御指摘があるのですが、今回の調査結果では、計画地の敷地境界と近傍住居付近の調査結果を用いておりますので、それによって評価しておりますので、住居の外壁付近での調査結果として比較しているという形になります。

9番につきましては、この引用については訂正がある場合は評価書時点で修正させていただきます。

7番の内容につきましては、出典などを確認して、次回の資料としてお持ちしたいと思えます。

以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま、高橋委員からの御質問、御意見に関しまして事業者から御回答がありました。本日、高橋委員は御欠席ですが、皆様から何か追加の御質問、御意見もしくはそれ以外のことも結構ですが、騒音・振動に関して何かございますか。

よろしいですか。私のほうは専門ではないのですが、1点だけ御回答のところを確認させていただきたいのですが、4番の質問で関東ローム層で $\alpha = 0.01$ に統一しましたということ。

○事業者 そうですね。今回、振動の予測式に関しましては、道路環境影響評価の技術手法というものを採用しております。その中で、ここの内部摩擦係数については各地層だとか、その辺によって値が決められておりますので、今回の地盤の特性に合わせて設定したという形になります。

○齋藤部会長 そうすると、一般に地層が均一であれば、その振動の伝播としては同心円になるはずであるということだと理解してよろしいですね。

○事業者 そうです。

○齋藤部会長 ではそういう回答としさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。何かございますか。

○荒井委員 272 ページに音源の条件の表がありまして、そちらを今拝見しています。ストーカ式と流動床式が併記されているのですが、数値を見ると、先ほどの説明にあったとおり、これらには処理方式の違いはないということで、数値が同じなのだろうと今理解しました。一方、後でたぶん廃棄物の項目の中で出てくると思うのですが、先行して 508 ページに焼却施設の方式が今まだ定まっていない、ストーカ式か流動床式か、両方ともあり得るということで、こちらも 508 ページの表ではストーカ式と流動床式で工事完了後の施設から出てくる廃棄物、ごみ処理をしますから、その残渣として出てくるものの予測があると思うのですが、ストーカ式ですと処理の特性上、主灰と飛灰というのが出てくる。流動床式は飛灰で、多分不燃物スラグとかそういうものが出てくるということで、方式の違いはここにあると思うのですが、流動床式のほうでここは主灰は特に書いていないのですが、自分も詳しくはないのですが、そういう理解で、もう一回、272 ページの音源のほうを見てみますと、灰の処理でもそのふるいですとか、音が出るところがあるのかなと思って、18 番のところ確かに焼却主灰振動ふるいで、ストーカ式 85 dB、流動床式 85 dB と書いてあるのですが、先ほどの 508 ページの流動床式は主灰が出てこないということにもかかわらず、こちらの音源として焼却主灰のふるいを設けているのは何か意味があるのでしょうか。

○事業者 評価書案の 30 ページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。ここにフロー図の模式図を描いております。この中で、今の御指摘のところの話になりますと、右側の下のほうに水色で囲ってある部分があります。この中でストーカ式が上の四角、流動床式がその下の四角ということになります。装置としては、先ほどの表の言葉で 1 つのくくりにしてしまったのですが、装置としては、流動床式の場合はこの下の枠の中になります。炉下に出てくる不燃物に関して、そこには鉄くずなども出てきますので、そこをまた分別するためにふるい装置をつけますので、装置としては存在するという形になっております。

もう 1 つ、追加させていただきますと、その前のページ、29 ページにフローを書いておりますが、この中でいきますと、左側の黒塗りのところでいきますと、「焼却炉」の枠があると思いますが、こちらで右側に二点鎖線といいますか、主灰、流動床式の場合は不燃物ということを書かせていただいておりますが、これ以降の装置としましては、同じ装置がついてくるという形になりますので、先ほどの表に関しては装置があるということでカウントさせて

いただいております。

○荒井委員 ありがとうございます。ここで、いろいろなところから音が出るのですが、考え方としては、その最大値、装置の大きなもの、ここで言うと、先ほどおっしゃっていた送風機などが数値としては高いので、その数値を抑えれば、それ以下のものは埋もれてしまうというか、評価としては音の大きいものを最大値と見て、それを評価する、そういう考え方になるわけですか。

○事業者 そのように考えております。

○荒井委員 わかりました。ありがとうございます。そうは言っても、今、数値を見て、表だけ見たときに、同じように扱っているようです。だとしても、ストーカ式と流動床式として出てくる灰のトン数は違うようですので、それによっても機器が、もしかしたら大きさとか特性なども違ってくるのかな。細かい話なのですが、そういったものがあつたとして、それが意外と大きな差になってこないのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

○事業者 委員おっしゃるとおり、今言った焼却主灰振動ふるい、これはストーカ式の場合は主灰そのものが出てくるのですが、不燃の場合はそれプラスアルファ、要するに主灰とか、あと不燃、要するに瀬戸物とかガラスだとかというものは全部、流動床式の場合はそこから出てきますので、そこら辺も全てこちらに来るという意味からいくと、若干量的には、この部分の振動ふるいに係る量というのは流動床のほうが多くなるのかなと思います。

ただ、実際の運転上は、それが多くなったことによる振動なり騒音が多くなるかということ、ちょっとこれは違うと思うのですね。機器そのものの性能として最大性能としてこれは測っておりますので、多分その中に入ってしまうので、変わらないと思います。

○荒井委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○齋藤部会長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、一旦、高橋先生のコメントの騒音・振動については閉じさせていただきたいと思っております。

引き続きまして、地盤、水循環について平林委員が御欠席ですけれども、コメントがありましたら御紹介願いたいと思っております。

○森本アセスメント担当課長 平林委員からコメントなどを預かっておりますので、紹介させていただきます。

当該地は、近くに玉川上水や野火止用水などが流れている地表面及び地下の水循環に留意

すべき地域である。また、掘削予定のごみピットが地下水位より下まで達すること、それから関東ローム層や粘土、シルトなどの土層に工事がかかることから矢板などの対策を十分検討いただいているが、水循環及び地盤の状況を継続的にモニタリングするほうがよいと思われる。観測井の設置を予定していると記載があるが、どの場所に、幾つの観測井を設けてモニタリングするかについて教えていただきたいというものでございます。

○齋藤部会長 あと、よろしければ、御回答をお願いします。

○事業者 お答えします。評価書案の、これは水循環ではなくて地盤のほう、327 ページの図 8.5-1 地層構成状況調査地点図、これは現地調査をした部分の絵なのですが、観測井としてはNo.1 とNo.2-2、それからNo.3、これが水位測定。実際に現地調査をしたときにはNo.2-1 というちょっと深いボーリングをやりまして、これは地質調査用に掘った井戸です。ですので、水循環等の影響を見る水位測定はNo.1、No.2-2、No.3、この3か所で、将来とも、工事中も工事完了後も、施設稼働後の約1年間かけてこれを測定していきます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

継続的にモニタリングをされる、そしてこの1と2-2と3の位置でやられるという御回答ということですね。

ほかに何かございますでしょうか。

1点だけ追加で、この位置でたしか水質のほうの調査もされている、地下水のほうも。この位置の決め方というか、地下水の流動の方向であるとかいうことを考えたときに、1、2-2、3の位置はどういう位置なのかということをお説明いただくことは可能でしょうか。

○事業者 基本的には敷地の東西南北の4か所というのが原則的にはよく行われている方法なのですが、今回、東西南北4か所で調査したかったのですが、この絵のように、東西に細長い敷地ですので、南北を見ると、もうほとんど差がないので、No.3を北側に沿った部分、それと南側の1と2でやっているのですが、これが東西になるかどうかというのはあるのですが、そういうことで、東西南北をやりたかったのですが、敷地の形状から、多分水位なり地層なりを代表できるであろうNo.1とNo.2-1、2-2とNo.3、これが地層の調査をした地点です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。上部の利用の制約などもあって、ある程度制限されているということかと思えますけれども、全ての地下水の流動方向みたいなものはわかっておられるのかどうか確認したいのですが。

○事業者 評価書案の333ページに地下水位の流動状況の絵を、これは地下水位の調査結果からこの絵をかきました。ただ、申し訳ございませんが、この絵を見ておわかりのように、

これは実は GL 表示で書きましたので、TP 表示で見ますと、実は逆で、これは評価書のほうで訂正するつもりですが、本当に申し訳ないのですが、この GL 表示を TP 表示に直してみますと、これが逆方向になっておりましたので、これは評価書のほうで訂正します。

○齋藤部会長 了解しました。その点も含めて御回答いただいたということになるかと思えます。

ほかに何かございますか。

それでは次に入りたいと思いますが、電波障害について担当されている小林委員は御欠席ですけれども、事務局でコメントはございますでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 小林委員からは、特にコメント等はなしと伺ってございます。

○齋藤部会長 はい、わかりました。電波障害については小林委員からのコメントはないということでございます。

それでは、その他の項目も含めて、これからそれぞれの御専門、それから専門外でも結構ですけれども、お気づきの点など御質問、それから御意見をいただきたいと思っております。せっかく事業者の方も、御多忙のところ来ていただいておりますので、できるだけ問題点、気になるところは御確認いただければと思います。

どなたからでも結構ですので、気になる点がございましたら挙手をしていただければと思います。

○奥委員 都民の方からの御意見の中に煙突の高さに対しての御懸念が表明されているものが幾つかございましたが、なぜ 100m ではなくて 59.5m なのかということなのですが、出されました意見に対しての見解書がこちらにまとめられておまして、例えば 34 ページ、35 ページあたりにも、なぜ 59.5m なのか、その理由が示されておまして、この高さでも環境基準を十分に下回っているということだというふうに書かれております。あわせて、34 ページから 35 ページまでのところに、予測の高さによる予測濃度の数字、これは参考までにということで 35 ページに表が上げられておりますが、これは 59.5m の煙突高を前提とした予測の高さの違いによる予測濃度だと、そういう理解でよろしいわけですね。

○事業者 そのとおりでございます。

○奥委員 一方で、100m と 59.5m、その違いがどの程度のものなのか。ここが恐らく都民の方は一番関心がおありのところなのだと思うのですね。それを示していただければと思うのですが、その数字はございますか。

○事業者 お答えさせていただきます。まず煙突の高さについて最初にお話をいただきまし

たが、組合の現状の工場には 100m の煙突と 59.5m の煙突が 2 本存在します。この中で、まず基本計画を平成 29 年度、平成 30 年度になりますが、施設整備の基本計画をつくっておりますが、それを策定する中で地域の方にも参加していただきまして、この基本計画を策定しております。地域の方の御意見としまして、圧迫感と不安感の意見も出ておりまして、それでは低くしたほうがいいのではないかとという意見も出てきております。ただ、一方で、100m にすると希釈の度合いが大きくなりますので、その希釈の度合いを勘案すると 100m の方がいいのではないかと、両方の意見が出ておりました。

この観点で、まず、それでは 100m と 59.5m を比較した数字を提示して、理解をいただいて、説明をさせていただいているところですが、数字に関しまして引き続き説明をさせていただきます。

○事業者 では説明いたします。実は基本計画策定時に、そこら辺は試算をしているのですが、ただ、この試算条件が、気象条件が現地の気象条件ではなく、府中の気象観測所のデータを使っているということがあったので、今回改めて実は、今回行った気象データをもとに算出したものを参考にしてやってみたのですが、それをやっても、寄与濃度、地上の到達濃度でいきますと、例えば浮遊粒子状物質、SPM 等でいきますと、mg 単位で 59.5m の場合が、これは地上ですが、0.00006mg、100m の場合は 0.00003mg というふうに、ほかも大体同じような数字で、寄与濃度は倍の差が出ております。高さ方向も、多分今回予測したものと同じような比率で変わってくるだろうと考えております。到達濃度は倍。

ただ、その値そのものはもう非常に小さな値ですので、実際に測定すれば、これは検出下限以下という値ではあります。

○奥委員 いずれにしても、小さな値であるということはおっしゃるとおりですし、その影響はないと考えてよろしいと思うのですけれども、ただ、正面から数字を示して答えていないところに、その姿勢の誠実さといいますか、そここのところにちょっと問題があるかなと思ひまして申し上げました。35 ページでは 59.5m についてこういった数字を一方で出しているわけですから、そうであれば 100m と 59.5m との違いも算出していらっしゃるのであれば、お示しいただくというのが誠実な対応かなと思ひまして申し上げました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。住民との関係づくりも非常に重要ですので、データのほうはできるだけ出していただいて、問題ないのだということが明確になるようにデータの表示の仕方を工夫していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○玄委員 先ほどの質問にも関連がありますけれども、今回、濃度計測を行う際に、卓越風向とか考えた上で計測場所をどういうふうを設定したかを教えていただけないですか。卓越風向になってしまうと、そういう風向に向けて濃度が一番大きくなりますね。ただ、選定した場所はそれと離れているところになってしまうと、濃度は低くなると思うのですね。もしそういうものも示した上で市民の方に実際的な分布も見せた上で、ここで測っていて、そこでも十分な濃度を満たしているのが健康被害には影響はないというふうな説明もできるかなと思っています。計測を行ったときの卓越風向と、あとは濃度をはかった場所の位置を教えてくださいなと思います。

○事業者 卓越風向については、評価書案 88 ページに、これは府中の気象観測所とあと一般環境大気測定局で測定しているデータから卓越風向、風速等を示したものです。実際に現地の大気質を測定し、現地の調査をした地点等、予測地点になるわけですが、その部分の調査のときの風向・風速は測っていません。ですので、これは年間を通じた風向・風速の卓越状況ですので、これでも代表できると考えております。

○玄委員 わかりました。

○齋藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

○事業者 先ほどの 88 ページの風配図で、事前拡散検討というものを行ってございまして、それは府中気象観測所をもちまして拡散検討を最初行いましたら、109 ページをご覧ください。109 ページに今回調査した地点が載せてあるのですが、事前拡散検討をしたところ、計画地から約 650m 地点のところまで最大着地濃度という形になりましたので、その最大着地濃度の範囲と、あと卓越しているのがおおむね北と南という形になりますので、それで東西南北で調査しているという形になります。

○玄委員 私は直接現地に行ってみたことがないので確認させてください。今ここで点線の○をつけていた範囲の中の建物の高さはどれくらいになっているのですか。多分、市民の方の意見書にもあったのですが、14 階の集合住宅があるという話なのですが、それがこの範囲の中にあると、もしかしたら、風が建物にぶつかって、また地表レベルまで引き下ろしてしまうと、濃度がその部位だけは大きくなるのではないかなという心配も少しはあります。この中がもし低層の建物であれば、それは局所的に大きくなる箇所はある程度少なくなるのではないかなと思うのですけれども。

○齋藤部会長 できましたら、御回答をよろしく申し上げます。

○事業者 410 ページをご覧ください。こちらは日影の項目になるのですけれども、こちら

に計画地周辺の中高層の建物状況を示しております。範囲が広域という、詳細な形になってはしまうのですが、おおむね5階以上の建物が集中的にあるところもあるのですが、ほとんどが低層住宅という形になっておりますので。

○玄委員 そうですね。ここから見ると11階から15階は少ないですね。わかりました。

○齋藤部会長 そうすると、拡散のシミュレーションされるときには、地表面の凹凸に関しては考慮していないと考えてよろしいですね。考慮するだけの高さはないのだという理解でよろしいですか。

○事業者 そうですね。その周辺が余りないという形になりますので、計測高さは1.5mという形で選定しております。

○齋藤部会長 それから、35ページ目のところにあった表に関しても最大着地濃度を与える地点でのということよろしいですね。

○事業者 そうですね。

○齋藤部会長 確認でございます。どうもありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○荒井委員 度々すみません。基本的な確認をさせていただきたいと思います。28ページに設備の概要で、既存の施設と新施設の比較があって、処理方式が先ほど来ありますとおり、ストーカ式または流動床式ということで、処理方式には2つ可能性があるということで、その上で26ページに立面図がありまして、建屋の高さ、焼却施設自体の煙突があり、建屋施設を覆う建屋の高さが22m以下なのですが、こちらの22m以下の中に必ずストーカ式も流動床式も収まると。方式によってこの高さが変わるということはないということよろしいでしょうか。

○事業者 事業計画そのものは既存の建物以下にするということでやっています。なおかつ、地下もそうむやみに掘るわけにもいきませんので、20m ちょっぴり程度の深さという、この範囲の中で、実は事前にメーカーヒアリング等をやっているのですが、流動床もその中には入っておりました。その中でもこの中に収まると。確かに流動床はタッパーというか、高さが高くなるということも言われていますが、近々はかなり流動床も空気比も小さくなったり、逆にボイラーとか排ガス処理設備のほうが大分大きくなっていますので、さほど全体に外形は変わらなくなっているのですね。ですので、この立面図にあるような中に収まると考えております。

○荒井委員 わかりました。その方式の違いが、建屋の地表面に出ている部分は22m以下で

いいかと思いますが、深くなった分、影響するのが、例えば地下水の話ですとかそういった条件ももしかしたら変わるのかなと思ったのですが、では今回はその方式の違いによる、深さ方向で計算する、評価する、そういう条件が変わるファクターはないということでもよろしいでしょうか。

○事業者 ございませぬ。

○荒井委員 承知しました。ありがとうございます。

○齋藤部会長 ほかにいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

それでは、私のほうから1点確認させていただきたいのですが、地下水に関する話です。いずれも基本的には地下水の水質の基準値以下であるというようなことで、結構な結果だったのかなと思うのですが、評価書案の316ページに地下水の分析結果の表8.4-6というのが出ております。気になっておりますのは、ダイオキシン類のところのNo.1の濃度で、基準値より低いので、安全面に見ても問題ないかなと思いつつも、この濃度で地下水に検出されているということは留意をしておく必要があるのではないかと考えています。それで先ほど、地下水の流動方向の確認などもさせていただいたのですが、このNo.1のところ、実は土壌のほうにはそもそも含有量はほとんどないような状況の中で、地下水でこれだけ検出された理由というか、原因が何か、思い当たるところがあるのかを確認したいのですけれども。

○事業者 定かではないのですが、No.1は、先ほど言ったように水勾配はこの評価書案に示してあるのと逆方向で、西から東のほうなのですが、そういうことからいきますと、例えば既存施設、余り地下は深くはないのですが、既存施設の影響がもしあるのだとすれば、1、2は出なくてNo.3のほうに出るのかなと思うのですね。だから、No.1の10ルートになりますと、玉川上水なり一般の、特になるというようなことを考えますと、かといって、ではNo.2で出たかということ、出ていないということで、だからひょっとしたら測定時に底質部分が若干入るとか、底質が入ればもっとぐんと上がるかとは思いつつ、そこはよくわかりませぬ。

○齋藤部会長 そういう意味では、地下水の流れのほうからすると、流れの上流側で検出されているので、ここの事業によるものでは直接ないのかもしれないのですけれども、そこら辺がいずれにしても検出されていて、なおかつ、逆に言うと下流側にも出てきていないですよ。そこでの中での吸着みたいなものがあるのかもしれないのですが、挟んだ上流側での検出なので、それほど気にするべきことではないのかもしれないのですが、両側もたしか川に挟まれているような感じですよ。ですから、外からやってくるような感じも余り考えにくいような状況なのですが、確認なのですが、評価書案はこれでやられて、基本的にはこれか

ら工事をされるときに撤去されて、地盤の調査などもされると思うのですが、そのときにまた地下水の調査も一緒にやられる御予定でしたか。ダイオキシン類を含めて。それはやられない。もうこれ以上はやられないということでしょうか。

予定がなければ予定がないという回答で結構でございます。それについて必要であるかどうかというのはまたこちらのほうで考えることですので、予定がなければ予定がないで結構です。

○事業者 当然ダイオキシン汚染のおそれのある施設の解体等がありますので、大気中のダイオキシンなり、あるいは土壌も実は、土壌に降り積もることがあるので、敷地の中なのですが、新鮮な土壌をおいて、そのサイトを見るとか、土壌は見る計画なのですが、水質までは今のところは考えておりません。

○齋藤部会長 はい、わかりました。

もう1点、それと関連するのですが、どこだったか、環境保全措置のところだったですかね、撤去時に中を清掃しますという記述が何ページでしたか、あったのですけれども、これは清掃の方法と清掃後のごみというか、そこから出てきたものの処分の方法を確認したいのですけれども、解体のときにたしか清掃するので外には持ち出されませんというような感じの記載がどこかにあったのですが。

そうですね。ありがとうございます。324 ページのエのところにある話でございます。3行目のところに「既存施設解体する前には施設の清掃を十分行うことにより」というのがございます。措置をやっていただくのは結構なのですけれども、措置の結果、どういうものが出てくるのか、どういう形で、それが液体状のものなのか固体状のものなのか、それをどのように処分されようとしているのかを確認したい。

○事業者 わかりました。解体する前には除染を当然やるのですが、稼働中に残った大きな灰の塊であるとか汚泥というのは事前に除去するのですが、それでもまだ付着しているものがあります。それは今回の事業の中の解体の中に入ります。除染ですね。除染すれば当然、これは高圧水を使ったりするわけなので、汚水として汚水の中にダイオキシン等が混入するおそれもあります。ですので、この水については当然産廃としてそれなりの処理ができる場所に搬出して処理する。マニフェストにのっとしてやると考えております。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

私のほうからの質問は以上なのですが、何にほかの方からありますでしょうか。次回、またもう一度来ていただくことにはなっておりますが、今気になること、確認したいことがあ

れば、なかなかお話をする機会もありませんので、今日がチャンスかと思いますが、何かございますでしょうか。

○堤委員 教えていただきたいのですが、都民からの主な意見の中の一番最初の意見で、焼却施設と不燃粗大ごみ施設と中間処理施設と、3つあって、その事業の施設は、バラバラに安全ですと言われても同一事業として全体としての複合影響をちゃんと示してくださいというような意見が出ておりますが、見解書を見ると、それぞれ大丈夫ですというような見解にはなっているのかなと思いますが、であれば、それを評価書のほうに追記していただいたほうが、都民の御心配も解決するのかなと思うのですね。そのような御予定があればお聞かせいただきたいのですけれども。

○事業者 資源物中間処理施設はちょっと離れたところにあって、今回の本事業よりも前に、もう実際に終わって今稼働しているわけですが、この分については生活環境影響調査ということで廃棄物処理法にのっとりた措置をしていますし、現状でも環境対策なり環境測定をやっているという現状がありますので、今回はただ、焼却施設のみならず、同じ敷地の中に不燃ごみ処理施設があるのですが、これについては今もう工事をしていて、工事に着手する前に、これも廃棄物処法にのっとりた生活環境影響調査をやっているのですが、それでもまあ、本事業をやっているときに同じ敷地の中で不燃ごみ処理施設は稼働しますので、その影響を複合的に見るというふうに、この評価書案の中でも一番最初に入れてやっております。その関係で、資源物のほうは今のところは評価書の中に入れることは考えておりません。

○堤委員 いろいろお考えもあると思うのですが、なるべく都民の方の御心配事項を減らしていくのが、地域住民の方とのコミュニケーションにもつながるのかなと思いますので、できる範囲で御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、本日の審議はこれにて終了したいと思います。本日は事業者の皆様方、御多忙のところお集りいただきありがとうございました。中身はよくわかりました。また次回も来ていただくこととなりますが、ぜひよろしく願います。どうもありがとうございました。

本日予定しました審議はこれにて全て終了しましたけれども、委員の皆様方から、ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様どうもありがと

うございました。

傍聴人の方は退場をお願いします。

(午後 4 時 44 分 閉会)

(傍聴人退場)